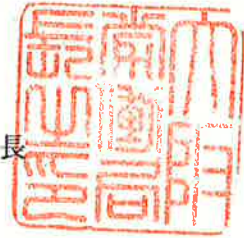


大労発基 0303 第 2 号
令和 2 年 3 月 3 日

建設業労働災害防止協会 大阪府支部長 殿

大阪労働局長



「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件」等の周知について（協力依頼）

労働基準行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（健康障害を防止するための指針公示第 23 号（最終改正 平成 28 年 3 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 26 号）。以下「がん原性指針」という。）が公表されております。

先般、厚生労働省における「化学物質のリスク評価検討会」の「有害性評価小検討会」における検討の結果、アクリル酸メチル及びアクロレインについて実験動物にがんを引き起こすことが確認され、ヒトに対するがん原性は現在確定していないものの、労働者がこの物質に長期間ばく露された場合に、がんを生ずる可能性が否定できないことから、がん原性指針により健康障害防止措置について指導を行うことが適当との結論が得られたところです。

さらに、厚生労働省における「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、

- ①上記結論を踏まえ、アクリル酸メチル及びアクロレインについてがん原性指針に定める措置と同様の措置を講じることが必要であること
- ②がん原性指針の対象物質のうちメタクリル酸 2, 3-エポキシプロピルについて、作業環境測定の方法及び測定結果の評価に用いる指標（以下「作業環境測定方法等」という。）に係る技術的な検討の成果について、その内容は妥当であり、がん原性指針に反映させることが必要であること

との結論が得られました。

以上を踏まえ、今般、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件（令和 2 年 2 月 7 日付け健康障害を防止するための指針公示第 27 号。以下「指針公示第 27 号」という。）」を公示したところで

す。これによりがん原性指針が別添 1 の新旧対照表のとおり改正され、改正後のがん原性指針（以下「新指針」という。）は別添 2 のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、新指針の趣旨を御理解いただき、新指針及び下記の留意事項について傘下会員に対する周知を図られますとともに、がん原性指針の対象物質による健康障害の防止対策が適切に行われるようお願い申し上げます。

記

第 1 留意事項

1 がん原性指針対象物質の追加について

新指針の対象物質は、これまでがん原性指針の対象物質として定められていた 2-アミノ-4-クロロフェノール等 38 物質に加え、法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として追加された以下の 2 物質（括弧内は CAS 登録番号を示す。）となる。

- ・アクリル酸メチル（96-33-3）
- ・アクロレイン（107-02-8）

これら 2 物質に係る物理化学的性質等の情報については、「職場のあんぜんサイト」の GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報を参照されたい。

2 がん原性指針対象物質に関して講ずるべき措置について

メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピルについて、新指針では講ずるべき措置に作業環境測定等を追加している。

一方、アクロレインに関する作業環境測定方法等については、技術的な検討が未了であることから、新指針ではアクロレインについて講ずるべき措置から作業環境測定等を除外している。

第 2 関係通達の改正

1 全体的事項について

がん原性指針全体に対する留意事項について示している平成 28 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 26 号「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について」（以下「全体的事項通達」という。）を別紙 1 のとおり改正する。

2 作業環境測定について

「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて（平成 17 年 3 月 31 日付け基発第 0331017 号）」の別表第 2 を別紙 2 のとおり改正する。